

緊急小口資金貸付のごあんない

所得の少ない世帯に対して、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸し付けるものです。

○ こんなとき…

- 医療費または介護費の支払いなどの臨時の生活費が必要なとき
- 火災等被災によって生活費が必要なとき
- 年金、保険、公的給付などの支給開始までの生活費が必要なとき
- 会社からの解雇、休業等による収入減
- 滞納していた税金、国保、年金保険料の支払いによる支出増
- ★ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき
- ★ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関や関係機関からの継続的な支援を受けるために経費(交通費等)が必要なとき
- 給料などの盗難により生活費が必要なとき
- その他これらと同等のやむを得ない事由があって、緊急性、必要性が高いと認められるとき



○ 貸付対象

- 市町村民税非課税程度の低所得世帯であること(生活保護世帯は対象外)
- 現在の市町村に概ね6か月以上居住していること(単身世帯は1年以上)
- 申込者及び申込者の属する世帯の者が暴力団員でないこと

○ 貸付内容

- 貸付限度額 100,000円以内
- 利子 無利子
- 据置期間 2か月以内
- 返済期間 12か月以内
- 連帯保証人 不要



返済について

- 原則として預金口座より自動的に償還金額を引き落とす口座振替(別途手数料100円)により、月賦返済とします。
- 期限までにお支払いいただけない場合、残っている元金に対して年率3.0%の延滞利子が発生します。

申し込みに必要な書類

- ① 生活福祉資金(緊急小口資金)借入申込書
- ② 生活福祉資金(緊急小口資金)借用書
- ③ 印鑑登録証明書(市町村発行の3か月以内のもの)
- ④ 住民票の写し(市町村発行の3か月以内のもの、世帯全員分)
- ⑤ 健康保険証の写し
- ⑥ 口座振替依頼書
- ⑦ 本人の確認できる書類
(運転免許証・パスポート・社員証の写し等、借入申込者の顔写真が貼付されたもの)
- ⑧ 貸付要件に該当することを証明する書類

※その他審査に必要な書類を求めることがあります。

※借入申込時に借用書の取り交わしを行います。

※本資金の貸付けに当たり、原則として、生活困窮自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用が要件となります。特に、裏面で☆印のついた状況の場合、自立相談支援事業の利用は必須です。
※あくまでも緊急・一時的な不足に対応する資金であり、慢性的に生活費が不足している場合や、貸付を行っても生活再建が困難と見込まれる場合は貸付できません。



[相談・申込窓口]

各市町村社会福祉協議会

(貸付のご相談・お申込は、お住まいの市町村社会福祉協議会で受付けています。)

[問い合わせ先]

千葉県社会福祉協議会 福祉資金部
TEL: 043(245)1551(直通)